

參考資料

1 こども基本法

施行期日 令和5年4月1日
最終改正 令和6年9月25日

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 基本的施策(第九条—第十六条)
- 第三章 こども政策推進会議(第十七条—第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 子ども・若者育成支援推進法

施行期日 平成22年4月1日
最終改正 令和6年10月1日

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 削除

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 山形県青少年健全育成条例

昭和54年3月26日山形県条例第13号

改正

昭和58年12月27日条例第36号
平成3年12月20日条例第67号
平成7年12月19日条例第51号
平成8年3月22日条例第6号
平成8年10月15日条例第41号
平成10年3月24日条例第13号
平成10年10月16日条例第52号
平成12年3月21日条例第7号
平成12年7月18日条例第56号
平成12年12月22日条例第89号
平成13年12月21日条例第60号
平成17年7月8日条例第77号
平成18年3月22日条例第24号
平成19年3月16日条例第26号
平成19年12月21日条例第72号
平成20年12月19日条例第58号
平成21年3月24日条例第19号
平成22年3月19日条例第7号
平成28年3月22日条例第19号
平成31年3月15日条例第21号
令和2年3月24日条例第5号
令和3年3月19日条例第5号
令和4年3月18日条例第8号
令和6年7月9日条例第58号
令和7年3月21日条例第15号
令和7年3月21日条例第27号

山形県青少年保護条例をここに公布する。

山形県青少年健全育成条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条の4）

第1章の2 健全育成に関する基本的施策（第6条の5—第6条の8）

第2章 規制措置（第7条—第18条）

第3章 山形県青少年健全育成審議会（第19条—第24条）

第4章 補則（第25条・第26条）

第5章 罰則（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（適用上の注意）

第2条 この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に制限しないように留意しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (1)の2 児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の長その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他これに類する物品又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、がん具その他の物品をいう。
- (7) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。）をすることなく、販売をすることができる機器をいう。
- (8) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をすることなく、貸付けをすることができる機器をいう。
- (8)の2 遊技営業等 次のいずれかに該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
 - イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - ロ 客席を設けて、客に備え付けた書籍若しくは雑誌の閲覧又は備え付けた端末設備によるインターネットの利用をさせる営業で、これらの対価を受けるもの
 - ハ 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (9) 無店舗型電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (11) 電話異性紹介営業利用カード 電話異性紹介営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行するカードその他の物品をいう。

(基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

- 2 青少年の健全な育成は、幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。
- 3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。
- 4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。
- 5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青

少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。

- 6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

第5条 削除

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

- 2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

- 3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らを律して、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

第1章の2 健全育成に関する基本的施策

(施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

(施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

(県民運動の推進等)

第6条の7 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第6条の8 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 規制措置

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
 - 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。
(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第8条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。
 - (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する写真等」という。）を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する場面」という。）の時間が合わせて3分を超えるもの
 - (3) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの（17歳未満の者のみを対象として、その視聴を不相当としたものを除く。）
- 3 知事は、前項第3号の規定による団体の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該団体の指定を取り消したときも、同様とする。
- 4 何人も、第1項の規定により指定された図書類又は第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。
- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
(有害図書類の陳列の制限等)

第8条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して屋内の常時監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることができない旨の表示をしなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反していると認める者に対して、有害図書類の陳列又は前項の表示の方法又は場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。
(有害広告物に対する措置)

第9条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し、当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(有害広告文書の頒布の制限)

第9条の2 何人も、図書類又は特定がん具類（以下「図書类等」という。）の宣伝又は広告を目的とする文書で性的感情を刺激する写真等又は次条第2項各号のいずれかに該当する特定がん具類を被写体とした写真を掲載するもの（以下「有害広告文書」という。）を青少年に頒布し、又は青少年をして頒布させてはならない。

2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布し、又は頒布させてはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合又は青少年が現に居住していない住居に頒布する場合は、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定に違反している者に対して、当該違反行為の中止を命ずることができる。
(有害特定がん具類の指定及び販売等の制限)

第10条 知事は、特定がん具類の形状、構造又は機能が第7条第1項第1号に該当すると認めるとき、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する特定がん具類は、前項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をした物品

(3) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

3 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、第1項の規定により指定された特定がん具類又は前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に所持させ、見せ、又は触れさせないようにしなければならない。

4 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(図書類等の表示の制限)

第10条の2 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、その営業を行う場合は、容易に通行人等の目に触れる方法で性的感情を刺激する写真等又は性的感情を刺激する場面を表示しないようにしなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第10条の3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類等の販売又は貸付けをしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(3) 自動販売機等の設置場所及びその場所の提供者の住所及び氏名並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の氏名及び住所

(5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

(6) 自動販売機等に収納する図書類等の種類

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けをやめたとき、又は同項各号（同項第2号を除く。）に掲げる事項（同項第3号に掲げる事項にあつては、自動販売機等の設置場所を除く。）に変更があつたときは、当該販売又は貸付けをやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、規則で定めるところにより、販売又は貸付けの中止又は変更に係る事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定に違反して販売又は貸付けをしている者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

4 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、第1項の届出書に係る自動販売機等の見やすい箇所に、同項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第10条の4 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 自動販売機等管理者は、自動販売機等が設置されている市町村と同一市町村に住居を有する者その他これに相当する程度に近隣に住居を有すると知事が認める者であつて、当該自動販売機等から有害図書類又は有害特定がん具類（以下「有害図書類等」という。）を撤去する権限を、自動販売機等取扱業者から与えられている者でなければならない。
- 3 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等管理者が欠けた自動販売機等で継続して販売又は貸付けをするときは、自動販売機等管理者が欠けた日から15日以内に新たな自動販売機等管理者を置かなければならない。
- 4 知事は、前項の規定に違反して販売又は貸付けをしていると認めるときは、自動販売機等取扱業者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

（有害図書類等の自動販売機等への収納の制限）

第11条 自動販売機等取扱業者は、有害図書類等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等が有害図書類等になったときは、当該有害図書類等を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 知事は、図書類等の販売又は貸付けをする営業に関し、第1項又は第2項の規定に違反した自動販売機等取扱業者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（図書類等の自動販売機等の設置場所の制限）

第11条の2 何人も、第17条の2第1項に規定する区域内及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに定める地域内においては、性的感情を刺激する写真等若しくは性的感情を刺激する場面を掲載し、録画し、若しくは記録した図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないようにしなければならない。

（適用除外）

第11条の3 第10条の3から前条までの規定は、第17条の5に規定する青少年立入禁止場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。
- 3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供しよう努めなければならない。
- 4 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する適切な判断力の育成が図られるよう、教育及び啓発に努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第11条の5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を

交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（金銭の貸付け等の制限）

第12条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

- 2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。
- 3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買ひ受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。
- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第13条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、第1項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第13条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為
- (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

（入れ墨の禁止）

第13条の3 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（深夜外出等の制限）

第14条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下

同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の依頼を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第14条の2 深夜において遊技営業等を営む者(以下「深夜遊技営業等営業者」という。)及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- 2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 前号の行為を教え、又は見せる行為
- (3) 暴行又は賭博行為
- (4) 飲酒又は喫煙
- (5) 麻薬又は覚醒剤を使用する行為
- (6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品を不健全に使用する行為
- (7) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を不健全に使用する行為
- (8) 入れ墨を施す行為

(有害興行等の指定の取消し)

第16条 知事は、第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

(有害興行の指定等の告示)

第17条 知事は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消しをするときは、その旨を告示するものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第17条の2 無店舗型電話異性紹介営業は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもの(大学を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定するもの(同法第125条第1項の高等課程を置くものに限る。))をいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定するものをいう。)、児童福祉施設、都市公園(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項各号に規定するものをいう。)、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定するものをいう。))若しくは博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。))又はその他の施設で多数の青少年が利用するものとして規則で定めるものの敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用の際現に無店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から2年間は、適用しない。

(青少年に対する電話異性紹介営業利用カードの販売等の禁止)

第17条の3 何人も、青少年に電話異性紹介営業利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出)

第17条の4 電話異性紹介営業利用カードを販売しようとする者は、電話異性紹介営業利用カードの販売所(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機)ごとに、販売を開始しようとする日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称及び所在地（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機の設置場所）
 - (3) 電話異性紹介営業利用カードの販売に自動販売機を使用するときは、その旨並びに自動販売機の名称、型式及び製造番号
 - (4) 電話異性紹介営業利用カードの販売を開始しようとする年月日
- 2 前項の届出書を提出した者は、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称に限る。）に変更があつたときは、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、販売の中止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

（電話異性紹介営業利用カードの自動販売機への収納の制限）

第17条の5 何人も、風俗営業適正化法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）若しくは同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は電話異性紹介営業に係る営業所の屋内（以下「青少年立入禁止場所」という。）以外の場所に設置されている自動販売機に電話異性紹介営業利用カードを収納してはならない。

（電話異性紹介営業に係る広告物の表示の制限等）

第17条の6 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業につき広告物を表示してはならない。

- 2 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業の営業所の名称、所在地又は電話番号を記載した文書、図画その他の物品で電話異性紹介営業の宣伝又は広告を目的とするもの（以下「宣伝文書等」という。）を公衆に表示される方法で配置してはならない。
- 3 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、青少年に宣伝文書等を配布してはならない。
- 4 公安委員会は、前3項の規定のいずれかに違反した者に対して、宣伝文書等の配布の停止又は広告物若しくは宣伝文書等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（営業の停止）

第17条の7 公安委員会は、電話異性紹介営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該電話異性紹介営業に関し、第13条、第15条第1号若しくは第2号又は第17条の3から第17条の5までの規定に違反する行為をしたときは、当該営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第17条の8 知事は、第11条第4項の規定により自動販売機等取扱業者に対して、その営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号。以下「手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定により聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。
- 4 第1項の規定による聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（諮問）

第18条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 第8条第2項又は第10条第2項の規定により規則を定めようとするとき。
- (2)の2 第8条第2項第3号の規定による団体の指定又は当該団体の指定の取消しをしようとするとき。
- (3) 第8条の2第3項、第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項若しくは第4項の規定による命令をしようとするとき。
- (4) 第16条の規定による取消しをしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定、命令又は取消しをしたときは、その旨を山形県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

第3章 山形県青少年健全育成審議会

(設置)

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第20条の2 委員は、青少年の健全な育成に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(専門委員)

第20条の3 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(会長への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第4章 補則

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(1) 興行が行われている場所

(2) 図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所

- (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
 - (4) 図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所
 - (5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
 - (6) 遊技営業等の場所
- 2 知事又は公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察職員に、無店舗型電話異性紹介営業の営業所、電話異性紹介営業利用カードの販売所又は電話異性紹介営業利用カードが収納されている自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。
- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による権限を行使する職員又は警察職員は、規則又は公安委員会規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条第4項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第13条の3の規定に違反した者
- 3 第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条第2項、第8条第5項、第10条第4項、第11条第1項、第13条第3項、第14条の2第1項、第17条の3又は第17条の5の規定に違反した者
 - (2) 第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第17条の4第1項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条第3項、第10条の3第4項、第12条第1項から第3項まで又は第14条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第8条の2第3項又は第17条の6第4項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の規定に違反して届出書を提出せず、又は第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
 - (4) 第25条第1項又は第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年12月27日条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）附則第3条第1項に規定する者が、同項の規定により引き続き同法第2条第1項に規定する貸金業を営むことができる場合においては、その者を改正後の第12条第1項に規定する貸金業者とみなして、同項及び同条第4項の規定（同条第1項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。

附 則（平成3年12月20日条例第67号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月15日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の第3条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）を営んでいる者については、平成9年2月1日（以下「施行日」という。）から同月28日（その日前に改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の3第1項の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業については、その提出した日の翌日から（当該営業が改正後の第17条の3第1項の規定によりテレホンクラブ等営業を営んではならないこととされる区域（以下「営業禁止区域」という。）において営まれるときは、その提出した日の翌日から平成11年1月31日までの間）、改正後の第17条の2第1項（当該営業が営業禁止区域において営まれるときは、同項及び改正後の第17条の3第1項）の規定は、適用しない。
- 4 附則第2項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。
- 5 附則第2項に規定する者（営業禁止区域以外の区域においてテレホンクラブ等営業を営む者に限る。）が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の第17条の3第2項の規定の適用については、改正後の第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機によりテレホンクラブ等利用カード（改正後の第3条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者については、施行日から平成9年2月28日（その日前に改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の7の規定は、適用しない。
- 7 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納については、その提出した日の翌日から（当該自動販売機が改正後の第17条の7の規定により自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納が禁止されている場所（以下「収納禁止場所」という。）に設置されている自動販売機であるときは、その提出した日の翌日から平成9年4月30日までの間）、同項（収納禁止場所に設置されている自動販売機にテレホンクラブ等利用カードを収納する場合にあっては、同項及び改正後の第17条の7）の規定は、適用しない。
- 8 附則第6項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンク

ラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、施行日から平成9年4月30日までの間は、改正後の第17条の8第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成10年3月24日条例第13号）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機により改正後の第9条の2第1項に規定する図書類等を販売し、又は貸し付けている者についての改正後の第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに」とあるのは「平成10年7月31日までに」と、「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

附 則（平成10年10月16日条例第52号）

この条例中第1条の規定は平成10年11月1日から、第2条の規定は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第7号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月18日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の8第1項の改正規定及び次項の規定は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年10月1日において山形県青少年保護条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営む者が現に掲出し又は表示している改正前の第17条の8第1項ただし書に規定する広告物で、ネオンサイン若しくは明滅する電光により表示されるもの又は改正後の第17条の8第1項ただし書に規定する規則で定める広告物に該当するものについては、同年12月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 3 改正後の第17条の9第1項第6号の規定は、テレホンクラブ等営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者がこの条例の施行の日以後に当該テレホンクラブ等営業に関し児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為をした場合について適用する。

附 則（平成12年12月22日条例第89号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第9号で、平成14年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の山形県青少年保護条例（以下「旧条例」という。）第17条の2第1項の届出書を提出して旧条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいた者で、この条例の施行前にテレホンクラブ等営業を廃止し、又は旧条例第17条の2第1項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、テレホンクラブ等営業の営業所の名称に限る。）に変更があったものに係る同条第2項の届出書の提出については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第17条の3第2項及び第3項並びに第17条の9の規定は、平成13年4月1日において現に旧条例第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいた者の当該営業については、なおその効力を有する。この場合において、テレホンクラブ等営業と第1条の規定による改正後の山形県青少年保護条例（以下「新条例」という。）第3条第8号に規定する電話異性紹介営業は同一のものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に電話異性紹介営業利用カード（新条例第3条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者の当該販売については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日（その日前に、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項

各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、同項の規定は、適用しない。

- 5 前項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に同項に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売については、その提出した日の翌日から、新条例第17条の4第1項の規定は、適用しない。
- 6 附則第4項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に当該電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日以後における山形県青少年保護条例の一部を改正する条例(平成8年10月県条例第41号)附則の規定の適用については、これらの規定中「テレホンクラブ等営業」とあるのは「電話異性紹介営業(山形県青少年保護条例第3条第8号に規定するものをいう。)」と、「テレホンクラブ等利用カード」とあるのは「電話異性紹介営業利用カード(山形県青少年保護条例第3条第9号に規定するものをいう。)」とする。

附 則(平成17年7月8日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条から第6条までの規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第111号で平成19年12月19日から施行)

附 則(平成19年12月21日条例第72号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第58号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月24日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第19号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第21号)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日条例第8号抄)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされる者については、改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年7月9日条例第58号)

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれているときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 山形県青少年健全育成審議会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第22条の2第1項の規定に基づき、審議会に有害図書類審査部会を置く。

2 審議会は、前項に掲げる部会のほか、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

(部会の職務)

第3条 前条に規定する有害図書類審査部会は、条例第18条の規定によりその権限に属された事項について調査審議する。

(部会の議決)

第4条 前条に規定する事項については、条例第22条の2第6項の規定に基づき、有害図書類審査部会の議決をもって審議会の議決とする。

附 則

この細則は、平成21年5月29日から施行する。

5 山形県子ども・若者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項で定める社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山形県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 協議会が円滑に運営されるための環境整備に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな団体・機関を加えることができる。

(組織)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調整機関の指定)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課とする。

(経費負担)

第6条 協議会に係る経費については、各構成機関において負担する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務において知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	構成機関
教 育	山形県教育局生涯教育・学習振興課
	山形県教育局義務教育課
	山形県教育局高校教育課
	山形県教育センター
保健福祉・医療	山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課
	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課
	山形県健康福祉部健康福祉企画課
	山形県健康福祉部地域福祉推進課
	山形県健康福祉部障がい福祉課
	子ども家庭支援センター「チェリー」
	山形県福祉相談センター中央児童相談所
	山形県精神保健福祉センター「自立センター巣立ち」
	山形県発達障がい者支援センター
	山形県民生委員児童委員協議会
社会福祉法人山形いのちの電話	
雇 用	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形県産業労働部雇用・産業人材育成課
	山形県若者就職支援センター
	山形県求職者総合支援センター
	山形地域若者サポートステーション
	置賜若者サポートステーション
	庄内地域若者サポートステーション
矯正・更生保護	山形保護観察所
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
	山形県警察本部生活安全部人身安全少年課
調整機関	山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課
その他支援機関	若者相談支援拠点

6 山形県青少年専門員設置要綱

昭和45年4月1日	施行
昭和49年4月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正
平成5年4月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正

1 目的

近年における青少年行政は、価値観の多様化や生活環境の変化などに対応する総合的な施策が重要視されている。

このような現状をふまえ、総合的な施策を一層充実するため、専門職員を配置して、本県青少年健全育成の進展を図るものである。

2 職名

青少年専門員（以下「専門員」という）という。

3 身分

専門員は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員とする。

4 要件

次の各号に掲げる要件を具備する者から専門員を任命する。

- (1) 教育又は青少年の集団育成の経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と関心と意欲を有する者
- (3) 担当区域の事情に精通する者
- (4) 職務を遂行するに足る健全な心身を有する者

5 配置及び担当区域

専門員の配置及び担当区域

配 置	人 数	担 当 区 域
村山総合支庁	2人	当該管内市町村の区域
最上総合支庁	1人	
置賜総合支庁	2人	
庄内総合支庁	2人	

6 職務

専門員は各総合支庁に所属し、次の職務を行うものとする。

- (1) 青少年育成関係者・団体等の指導助言に関すること。
- (2) 青少年育成県民運動の推進に関すること。
- (3) 青少年及び青少年育成に関する相談指導に関すること。
- (4) その他、青少年育成の推進に関すること。

7 職務執行報告

専門員は、その職務執行に関して特筆すべき事項を、多様性・女性若者活躍課長及び当該所属長に報告するものとする。

8 その他

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

7 いじめ防止対策推進法

施行期日 平成25年9月28日

最終改正 令和6年4月1日

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

- 第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめ

の防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第六号に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第二十三条** 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月二八日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一二月二〇日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日

8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

平成26年3月25日山形県条例第56号

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会(第4条―第9条)

第3章 山形県いじめ問題審議会(第10条―第17条)

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会(第18条―第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条、第14条第1項及び第3項、第30条第2項並びに第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(山形県いじめ防止基本方針)

第3条 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(組織)

第5条 連絡協議会は、会長1人及び委員30人以内で組織する。

(会長)

第6条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(招集)

第8条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 山形県いじめ問題審議会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

第12条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第13条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第16条 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

第20条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第21条 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

第22条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の非公開)

第24条 再調査委員会の会議及び調査の非公開は、公開しない。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 山形県いじめ防止基本方針

山形県いじめ防止基本方針 【概要版】

最終改定 平成29年11月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

（いじめの態様）

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

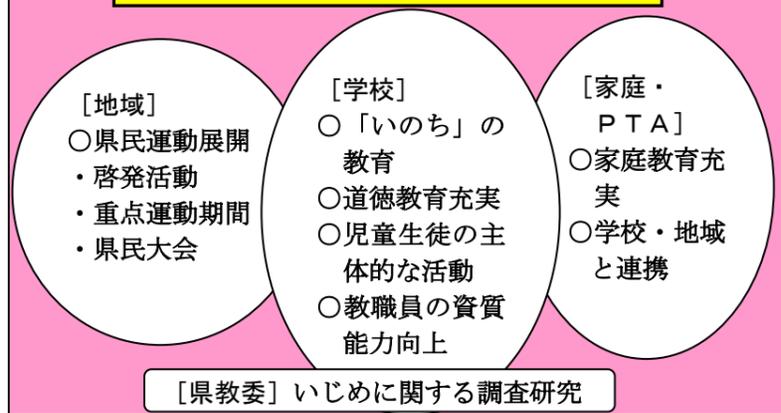
第II章 いじめ防止等の基本的施策

未然防止

—学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組—

- (1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動” による県民一丸となった運動を展開する。
- (2) 児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

学校・家庭(PTA)・地域の連携

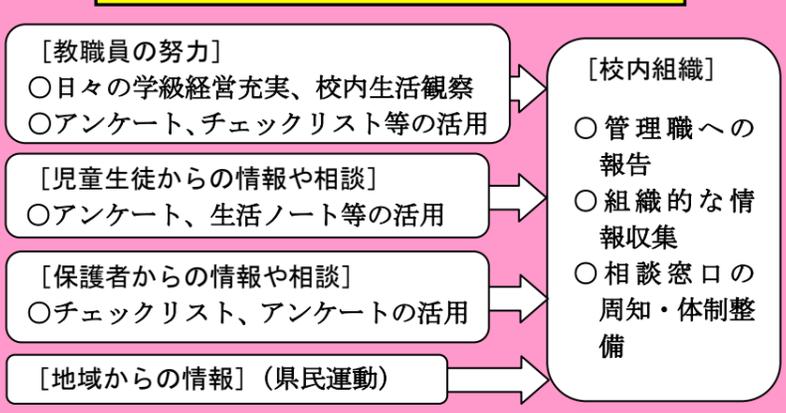


早期発見

—いじめに気づく、見逃さない努力と工夫—

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

早期発見のための具体的な取組

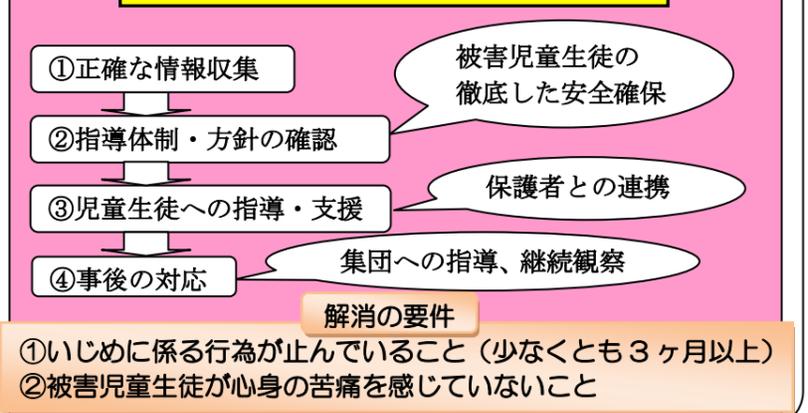


適切な対応

—徹底した組織的対応—

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

いじめ発生の場合の適切な対応



第III章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

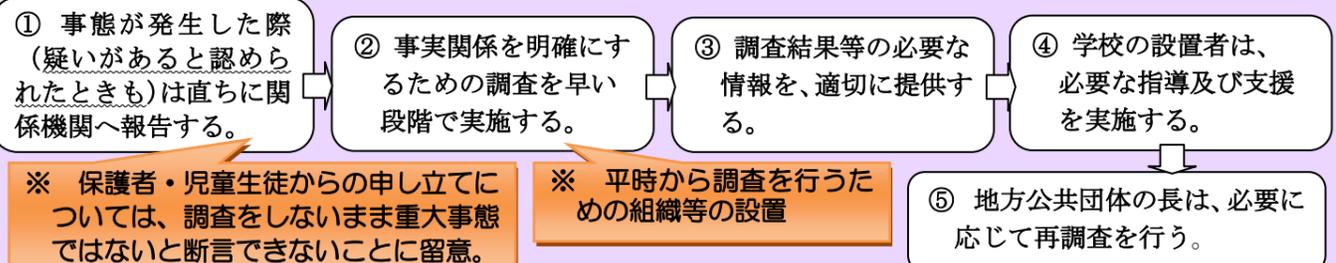
—日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う—

- 1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- 3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- 4 被災児童生徒
※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

第IV章 重大事態への対応

基本的な対処の構造

—いじめがあったのではないかとこの前提で事実に向き合う姿勢—

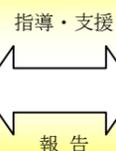


第V章 点検・評価と不断の見直し

—いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立—

点検・評価

- [県教育委員会等が行う点検・評価]**
- いじめの実態に関する調査結果の分析と観察・問題行動等調査・定期調査・事故報告等
 - 「山形県いじめ問題審議会」による点検・評価



- [学校が行う点検・評価]**
- 学校評価・教員評価による点検・評価
 - ・いじめ防止対策に係る取組「点検表」

- [山形県いじめ防止基本方針の見直し]**
- 不断の見直しと概ね3年を目途にした総点検の実施

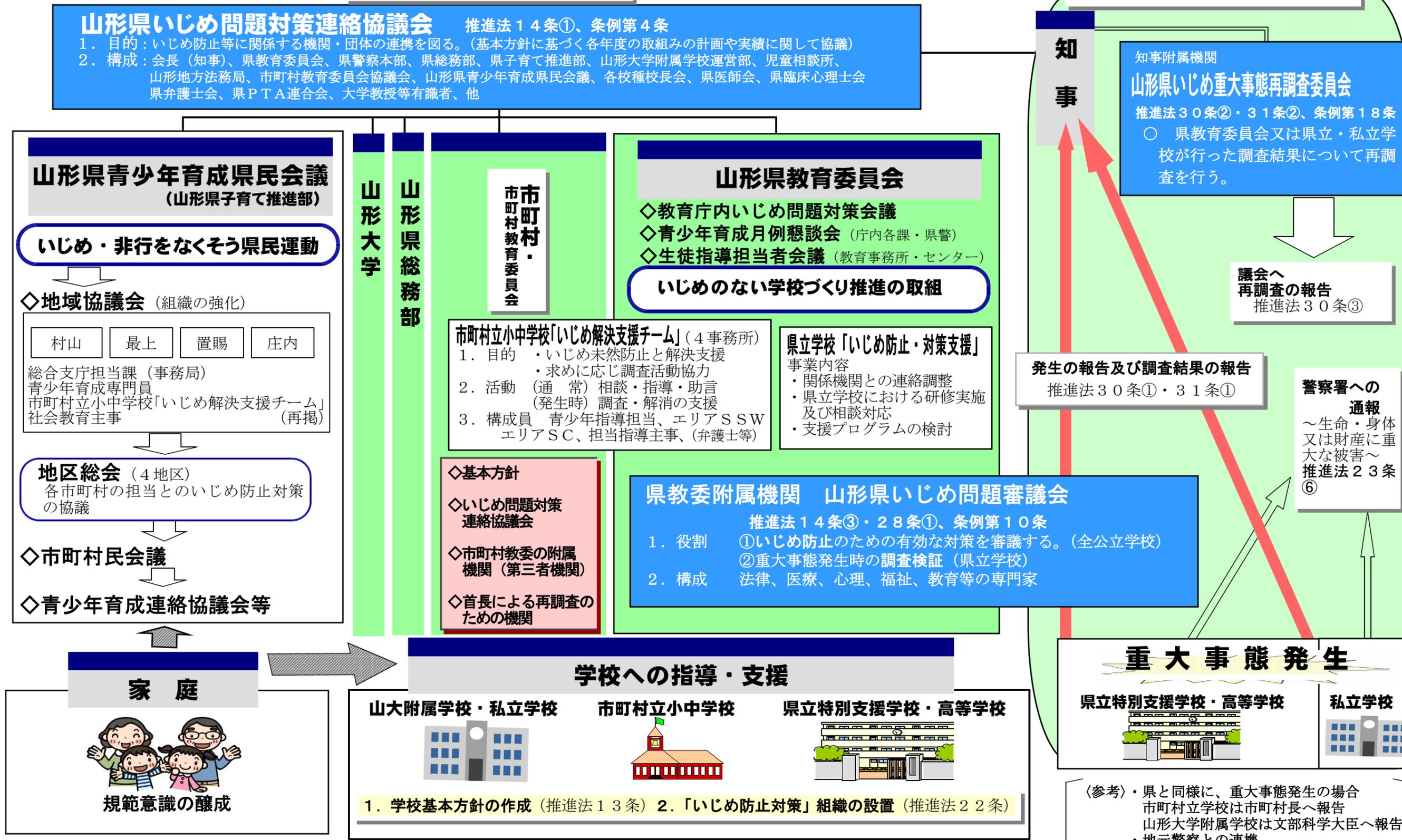
いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

山形県いじめ防止基本方針 推進法 12 条、条例第 3 条 → ◎いじめ防止等に係る対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

いじめの防止対策

重大事態発生時



10 令和6年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項

～ スローガン「育てよう 心豊かでたくましい やまがたの青少年」 ～

次代を担う青少年が、豊かな社会性・人間性・創造性に優れ、時代の進展に柔軟に対応できる人間として、たくましく、健やかに育つことは県民すべての願いであります。青少年は、身近な人々や地域社会の様々な環境から強い影響を受けて育つことから、大人が責任で健全育成のための環境づくりを進め、青少年のための地域のサポート役として「点」から「線」に、「線」から「面」にサポートの手を広げていくことが必要です。

「青少年のための環境づくり懇談会」では、社会や青少年に身近な各種情報の発信や生活環境の提供にあたり、それぞれが大きな影響を及ぼすことを自覚し、実効性のある自主規制を行い、積極的に申し合わせ事項の達成に努めるとともに、地域の大人として青少年を見守り、声を掛けながら、青少年を取り巻く環境の浄化に向けた取組を進めていきます。

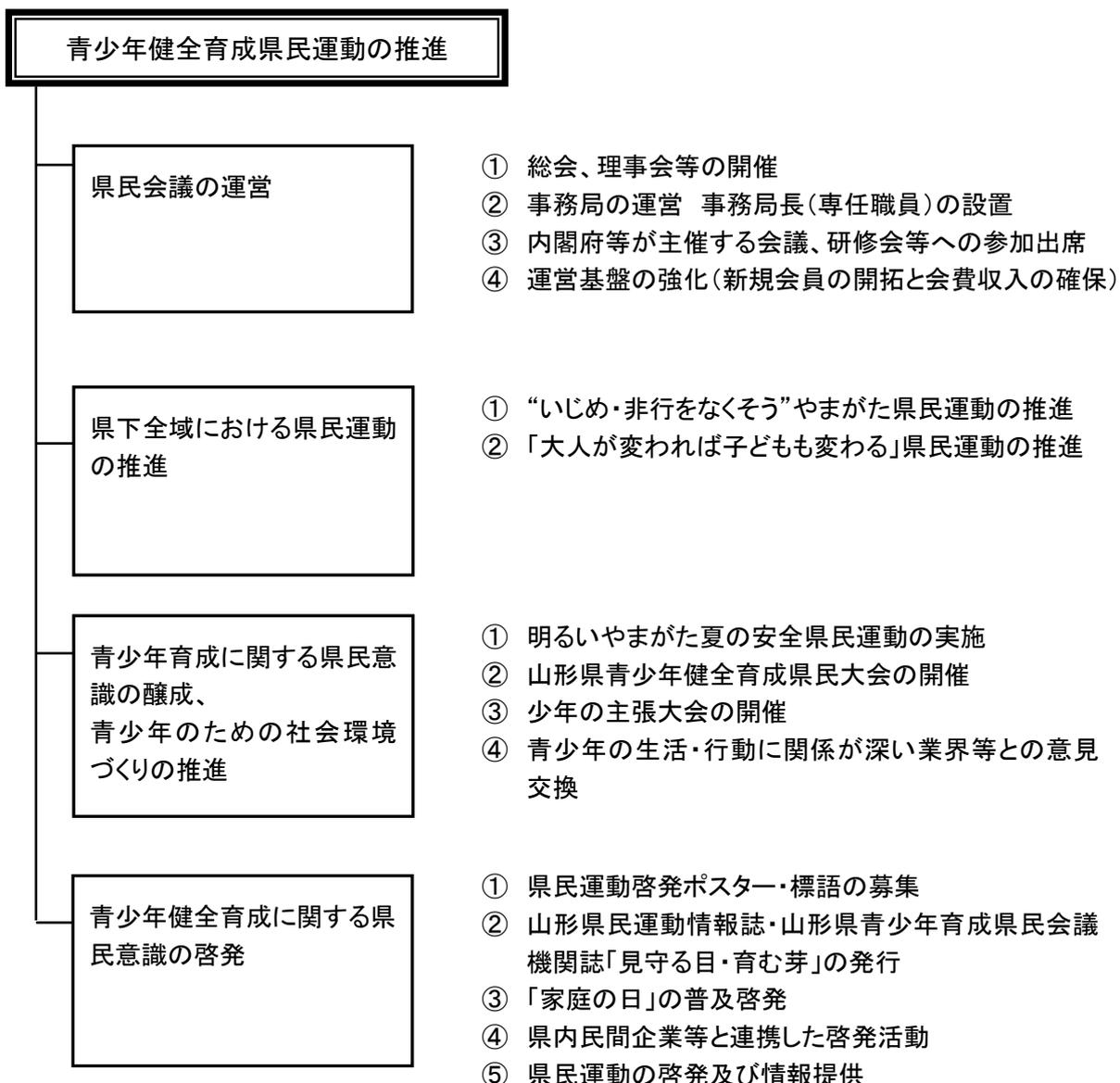
「青少年のための環境づくり懇談会」

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県興行生活衛生同業組合	青少年に有害な映画、興行、看板等に関する表示等	<ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の者に有害な映画、興行等を観覧させないため「18歳未満の入場お断り」の表示を行う。 2 R15+指定映画には「15才以上がご覧になれます」の表示を行うとともに、PG12指定映画については、保護者同伴を確認する。 3 成人映画（ポルノ）の看板掲示を自粛する。 4 深夜興行時には、青少年を入場させず、不良行為少年のたまり場とならないようにする。
山形県書店商業組合	青少年に有害な図書類の販売、万引き防止等	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害図書類を18歳未満の者に販売したり、閲覧等をさせない。 2 有害図書類及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に成人向けコーナーに陳列する。 3 店員等の死角とならない陳列方法をとるなど、万引き非行を誘発しない環境づくりに努める。 4 18歳未満の者から古物を買う受ける時は、保護者の承諾を確認する。 5 良書類を推奨する。
東北地区マスコミ倫理懇談会 (山形県加盟社)	青少年の健全育成に資する情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> 1 業界による規制基準等を遵守する。 2 良い番組の制作、普及に努める。
山形県小売酒販組合連合会 山形県たばこ販売協同組合 日本たばこ産業株式会社山形支社 東日本旅客鉄道株式会社山形支店	20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止等	<ol style="list-style-type: none"> 1 酒類、たばこを20歳未満の者に販売しない。 ※ たばこの自動販売機は、成人識別機能付き自動販売機を導入したため、ICカード「タスポ」を使用しないと購入出来ません。 2 20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止するため、年齢の確認その他必要な措置を講ずる。 3 たばこの自動販売機の管理を徹底する。（ステッカー貼付・点検） 4 JR駅敷地内での20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止する。
日本塗料商業組合山形県支部 山形県自転車軽自動車商協同組合	シンナー等販売時の確認措置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の者がシンナー等有機溶剤を買いに来たときは、使用の用途を確かめるほか、頻繁に購入するなど乱用するおそれのある者には販売しない。 2 自転車防犯登録の普及に努める。 3 自転車のTSマークの普及促進に努める。 4 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に努める。
株式会社ドコモCS東北山形支店 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社東北総支社	フィルタリング機能利用の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満が使用する携帯電話、スマートフォン等販売時及び契約内容変更手続き時においてフィルタリング契約を徹底する。 2 携帯電話、スマートフォン等を安全に利用するためのルールについて啓発に努める。

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県遊技業協同組合 山形県遊技業防犯協力会	青少年の非 行防止及び 福祉を害す る行為の予 防等	1 18歳未満の者を立ち入らせず、その旨を表示する。 2 年齢を確認する。 3 店舗周辺の駐車場の巡回を強化する。
山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合		1 18歳未満の者を客として立ち入らせず、又接待業務に従事させてはならない。 2 18歳未満の者を雇用しないように努める。 3 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合		1 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。 2 不良行為少年のたまり場にならないように注意する。 3 午後9時以降18歳未満の者を立ち入らせない。
山形県レジャーホテル協会		1 18歳未満の者を立ち入らせない。 2 20歳未満の者が利用しようとしたときは断る。 3 不審な利用者については、関係機関へ連絡する。 4 薬物乱用者を発見したときは警察に通報する。
日本アミューズメント産業協会山形県本部		1 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後7時以降立ち入らせない。(ただし、保護者同伴の場合は午後10時まで立ち入り可) 2 不良行為少年のたまり場にならないようにする。 3 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。
山形県eスポーツ協会		1 18歳未満の者に対するゲーム依存及びネットモラル等に関する適切な指導に努める。
山形県理容生活衛生同業組合 山形県美容業生活衛生同業組合	青少年の髪 型等	1 中学生、高校生には、生徒らしくない髪型をしないようにする。
山形県カラオケスタジオ協会	青少年の非 行防止等	1 20歳未満の者が飲酒、喫煙をしないように定期的に巡回を行う。 2 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後6時以降立ち入らせないようにし、営業室内の状況を外部から把握できるように開口部(窓)と室内の明るさを確保するとともに室内の開口部(窓)をふさぐなど、見通しを妨げることを禁止し、健全な娯楽施設としての営業に努め、業界による「自主規制基準」を順守する。 3 店内での不健全性的行為はさせない。見逃さない。
山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会	20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止及び有害図書類の販売時の措置等	1 万引き防止及び環境浄化活動を進める。 2 酒類、たばこを20歳未満の者に販売しない。 3 有害図書類を18歳未満の者に販売したり、閲覧等させない。 4 有害図書類及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に、成人向けコーナーに陳列し、容易に青少年の目に触れない措置を講ずる。 5 20歳未満の者の喫煙、飲酒等を防止するため、年齢確認その他必要な措置をとる。 6 18歳未満の者が深夜時間帯(午後11時から午前4時まで)に来店した時は、特別な事情がない限り帰宅を促す。
山形県インターネット防犯連絡協議会	サイバー犯 罪の防止等	1 コンピュータ・システムの安全対策を推進する。 2 サイバー犯罪の被害、拡大防止、違法情報及び有害情報の排除に努める。

11 山形県青少年育成県民会議の取組み

1 令和6年度事業体系



2 会員の推移

<単位： 人・団体>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特別会員	8	8	8	8	7	7
賛助会員	105	102	97	97	95	94
団体会員	144	140	136	136	131	127
個人会員	1,188	1,181	1,139	1,139	1,083	1,041
合計	1,445	1,431	1,380	1,351	1,316	1,269

※各年度、年度末(3月31日)現在

12 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について

【現状】

- 1 子どもたちの規範意識・社会性の低下
- 2 家族や地域社会の教育力の低下
- 3 全国的に青少年関係する重大事故の発生、

【趣旨】

- 1 将来の地域の担い手となる子どもたちを地域社会全体で見守り、育むため、地域の連帯感や教育の充実
- 2 自ら姿勢を正し、子どもたちの良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

主催：県、県教育委員会、山形県警察、山形県青少年育成県民会議

- < 運動の内容 >**
- 1 **あいさつ・見守り運動**
～ 子どもを家庭・地域で育てよう！～
 - 2 **モラル・マナーの向上運動**
～ 大人が子どもの手本となろう！～
 - 3 **子どもを事故や犯罪等から守る運動**
～ 子どもの安全を地域全体で見守ろう！～
- ※重点期間：7・8月、11月

①ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る

②交通ルールを守る

③公共の場のマナーを守る

・子どもたちに社会の基本的なモラル・マナーを示し、手本となるよう努める。
・交通ルールを守り、子どもたちにマナーを示す。
・公共の場のマナーを大人が実践し、子どもに教える。

①事件事故につながる危険箇所及び少年のたまり場等を点検し、安心安全な場所に改善する。

②有害図書書類等買わせない、有害広告等を地域から排除運動を進める

③未成年者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける

④不健全な交友に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトやソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の安易な利用を注意し、メディア活用のルール周知を図る

⑤薬物に関する正しい知識とNOと言える勇気を育む

⑥未成年を深夜に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックスなどに立ち入らせないよう働きかける

⑦万引きをしない・させない・見逃さない「環境づくり」を推進

< 運動の推進方法 >

- (1)市町村民会議及び地区協議会における推進体制の確立と基盤強化の促進
- (2)市町村民会議における実施計画の策定
- (3)率先実践者への協力依頼
- (4)広報活動の推進
- (5)実施報告

・地域の危険な場所や目の届かないところがないか、家族や地域全体で気を配り、子どもたちを事故や犯罪等から守る。
・有害図書類等子どもたちを取り巻く環境の巡回・点検、風俗広告ピラ等の撤去を行う。
・子どもたちが危険に直面したときの対応(知識)を伝授する。
・薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用は「NO」を徹底する運動を推進する。
・大人がインターネット・ネット接続機器の使い方や危険性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないように見守る。
・万引き防止のため、啓発活動や巡回指導を実施する。

【率先実践者(団体)】

青少年育成市町村民会議(以下「市町村民会議」という。)、各地区青少年連絡協議会(以下「地区協議会」という。))を、構成する者。
また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員児童委員、児童館連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体(全県、各総合支庁や旧地方事務所管内、各市町村を区域とする団体)。
企業、各種団体、町内会、商店街組合等(以下「協力団体等」という。)の運動への参加・実践等を推進。また、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけの実施。

子どもたちを育てる健全な社会づくり

令和6年度

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

実施要綱

◎ 実施期間等

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

重点期間～7・8月、11月

◎ スローガン

「大人が変われば子どもも変わる」

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

山形県青少年育成県民会議

◎ 共 催

<p>【行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none">○各市町村○各市町村教育委員会	<p>【学校関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○山形県連合小学校長会○山形県中学校長会○山形県高等学校長会○山形県私立中学高等学校協会○山形県特別支援学校長会○(公社)山形県私立幼稚園・認定こども園協会○山形県保育協議会○山形県社会教育連絡協議会○山形県PTA連合会○山形県高等学校PTA連合会○山形県私立中学高等学校PTA連合会○山形県特別支援学校PTA連合会
--	---

【青少年健全育成関係】

- 各青少年育成市町村民会議
- 各市町村青少年育成推進員連絡協議会
- 各地区青少年育成連絡協議会
- 山形県青少年補導連絡協議会
- 山形県青少年育成アドバイザー協議会
- 山形県子ども会育成連合会
- （特非）みらい子育てネット山形
- 山形県児童館等連絡協議会
- （公社）山形県防犯協会連合会
- 山形県少年補導員連絡会
- 国際ソロプチミスト山形
- ボーイスカウト山形県連盟
- ガールスカウト山形県連盟
- 山形県スポーツ少年団

【関係団体等】

- 山形県交通安全母の会連合会
- （福）山形県社会福祉協議会
- 各市町村社会福祉協議会
- 山形県民生委員児童委員協議会
- 山形県婦人連盟
- （一社）山形県老人クラブ連合会
- 山形県警友会連合会
- （一社）山形県安全運転管理者協会
- 山形県高速道路交通安全協議会
- 山形県高速道路等防犯連絡会
- 山形県保護司会連合会
- 山形県BBS連盟
- 山形県更生保護女性連盟
- ライオンズクラブ国際協会332-E地区
- 山形県金融機関防犯対策協議会
- 山形経済同友会
- 山形県商工会議所連合会
- 山形県商工会連合会
- 山形県小売酒販組合連合会
- 山形県たばこ販売協議会
- 山形県書店商業組合
- 山形県中小企業団体中央会
- 山形県工業会
- （一社）山形県経営者協会
- （公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- （一財）山形県交通安全協会
- （一社）山形県eスポーツ協会

第1 趣 旨

本県の次代を担う子どもたちの心身ともに健やかで人間性豊かな成長は、県民みんなの願いであり、社会全体で見守り育む責務があります。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるように、青少年の問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、子どもたちは身近な人々や地域社会の様々な環境から強く影響を受けて育っています。子どもたちが事件や事故に関わり、犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人が子どもたちの目線に立って、健全な環境をつくるのが大切であり、家庭教育の充実を推進するとともに、子どもたちを地域社会全体で見守り育むため、地域住民同士の連携による教育力の充実が必要となります。

こうした課題に対処するには、県民全員の息の長い取組みと、親として、大人として、地域社会の一員として自ら姿勢を正し、子どもたちの目にどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えているかを考え、良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進することが大切であるため、令和6年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

第2 運動の推進方法等

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等（以下、「推進機関」という。）は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議（市町村民会議をベースに率先実践者や協力団体等を加えたもの）を早期に開催し、概ね次の内容の確認・決定を行うなど地域における「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進体制を確立します。

【率先実践者（団体）】

各青少年育成市町村民会議等（以下、「市町村民会議」という。）、各地区青少年育成連絡協議会（以下、「地区協議会」という。）を構成する者。また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館等連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体（全県、総合支庁、市町村を区域とする団体）。

- (1) 運動の内容の確認（本要綱第3の1（1）～（3）の運動）
- (2) 率先実践者と、協力団体の確認と推進責任者の選任
- (3) 率先実践者のうち学校区単位での活動が困難な団体等の活動方法・内容の確認
- (4) 管内全域における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方
- (5) 学校区における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方（運動展開に伴い、地域で、内容、方法等の議論を深め、また子どもと話し合いの場を設ける。）
- (6) 率先実践者となる関係団体等の構成員に対して、当該団体等と連携した個人による日常活動の取組みとグループ活動への参加要請の徹底
- (7) 率先実践者とその関係団体又は協力団体等における独自の取組みの推奨
- (8) 率先実践者以外の方々（各世帯）及び企業、各種団体等への周知・参加要請
- (9) 一斉活動日の設定、他の健全育成活動との連動、日常活動以外の活動の全体スケジュールの策定
- (10) 運動の普及状況と効果等の確認・評価・見直しの時期等の設定

(11) 令和5年度までの運動の評価と反省（運動推進体制、運動の手法、実施効果等の点検）

なお、地区協議会は、地区全体の運動がより効果的になされるよう、市町村民会議の協力を得ながら、上記の確認・決定事項のうち地区一斉活動、有害環境の点検、全体スケジュールの調整等を重点的に行います。

2 実施計画の策定

推進機関は、本運動の率先実践者、推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図ります。

3 広報活動の推進

推進機関は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかけます。

第3 主要事業

7・8月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「“明るいやまがた、夏の安全県民運動」、11月の「秋のこどもまんなか月間」、学校の休業期間における健全育成活動等との連動等により運動の盛り上がりを図られるようにします。

推進機関はそれぞれ市町村全域、総合支庁管内全域で調整を図り、組織的な一斉活動日設ける等、本運動ができるだけ地域の人々の目にとまり、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動も組み込んで位置付け、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

1 運動の内容

県内各地域で青少年健全育成活動に取り組んでいる率先実践者が、小学校区及び中学校区（以下、「学校区」という。）を基本として、下記（1）～（3）の運動を率先して実践するとともに地区住民にも参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

また、企業、各種団体、町内会（自治会）、商店街組合等の協力団体へ運動への参加・実践等を推進し、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけていきます。

（1）あいさつ・見守り運動 ～子どもを家庭・地域で育てよう！～

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① オアシス運動（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）を行う② コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等）③ 見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、励ます、注意指導する等） |
|--|

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 毎月第3日曜日の「家庭の日」には、家族とのコミュニケーションの時間を増やし、積極的に家族のふれあいの機会を作ります。また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけ、地域の人々と子どもたちとのコミュニケーションを推進します。
- ・ 家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合います。
- ・ 子どもの表情や態度に気を配り、登下校時の子どもの見守り活動、あいさつ運動に参加します。概ね学校区単位で、青少年育成推進員やPTA関係者等の率先実践者を中心に、通学路や子どもたちが集まりやすい場所（たまり場）等で行います。

(2) モラル・マナーの向上運動 ～ 大人が子どもの手本となろう！～

- ① ごみ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る
- ② 交通ルール・マナーを守る（交通安全ありがとう運動の実践、歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）
- ③ 公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン・携帯電話利用のマナー、身だしなみ等）

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。
- ・ 親として、大人として、地域社会の一員として、子どもたちに社会の基本的なモラル・公共の場のマナーを示し、子どもたちの手本となるよう努めます。
- ・ 交通ルールの遵守と、歩行者は車に横断の意思表示をしっかりと行うなどの正しい交通マナーを子どもたちに示します。
- ・ 概ね学校区単位で、青少年育成推進員やPTA関係者等の率先実践者を中心としたグループが実践し、併せて街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。

(3) 子どもを事故や犯罪等から守る運動 ～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

- ① 地域の公園・広場・通学路等、事故につながる危険箇所や青少年※のたまり場となりうる場所等を点検し、安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕
- ② 子どもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・DVD等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める
- ③ 酒類・タバコの20歳未満の者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける
- ④ 不健全な交友に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、オンラインゲームの安易な利用を注意し、メディア活用のルール周知を図る
- ⑤ 違法薬物に関する正しい知識と、「NO」と言える勇気を育むための啓発活動を進める
- ⑥ 青少年を深夜（午後11時から午前4時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける
- ⑦ 万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する

※青少年：18歳未満の者

【実践例】

- ・ 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも家庭や地域社会で気を配るとともに、不審者情報や子どもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた110ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、子どもたちを事故や犯罪等から守ります。
- ・ 市町村民会議の計画のもと概ね学校区単位で、青少年育成推進員等の率先実践者等を中心としたグループにより、図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）を巡回し、有害図書類の陳列、販売状況の点検や青少年に好ましくない張り紙（風俗広告

- ビラ等)の撤去を行います。巡回は、総合支庁や警察等関係機関と連携して実施します。(撤去を行う場合、市町村民会議は、予め総合支庁青少年行政主管課に相談します。)
- ・ 子どもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。
 “イカのおすし” (「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おお声で叫ぶ」「すぐに逃げる」「何かあったらすぐしらせる」)及び、緊急避難場所(子ども110番連絡所)を周知します。
 - ・ 薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用防止の運動を推進します。
 - ・ 大人もスマートフォンやパソコン等のインターネット接続機器の使い方とその危険性やフィルタリングの必要性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、子どもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
 - ・ 店舗等での啓発活動を実施し、子どもの万引きの未然防止に努めます。

2 留意事項

- (1) 活動中、不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払ってください。グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。
- (2) 地域の子どもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
- (3) 運動は、大人の方々の地域活動として行われるものです。第3の1(3)の運動については関係業者や県民の任意の協力のもとに行うもので、法令に基づく立入調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

3 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、実施計画を策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して、令和6年6月21日(金)まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して市町村民会議の実施計画書とともに令和6年6月28日(金)まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

4 率先実践者への協力依頼

市町村民会議は、児童福祉行政関係機関または部局、学校・PTA、所管警察署と連携して、率先実践者及びその団体等に対して、実施計画に基づく具体的な実践活動への協力を依頼します。

5 実施報告書の作成

- (1) 市町村民会議は、運動の実施結果について、別紙実施報告書を作成し、令和7年4月末まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和7年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

別紙

令和6年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

活動の名称	実施場所	実施日時	主催者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。(実施報告時)



(シンボルマーク)

運動の
基本方針

- 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

地域（地域の健全育成組織）

山形県青少年育成県民会議（県庁内）

- 県民運動展開の総括
 - ・いじめ・非行防止標語募集・周知の総括
 - ・高校生徒会等によるスローガン・ポスター募集の総括
- 地区協議会・市町村民会議等に対する財政支援

各地区青少年育成連絡協議会（4総合支庁内）

- 各ブロックにおける県民運動展開の総括
 - ・各ブロックにおける標語募集の周知・選抜
 - ・各ブロックにおける推進会議・対話会等の開催
- 市町村民会議等に対する財政支援

各青少年育成市町村民会議等（各市町村内）

- 各市町村における県民運動展開の総括
- 学校への標語の募集周知・選抜等
- 地域の実情に合わせた独自事業の展開

県民運動の展開推進・支援
（しあわせ子育て応援部・県青少年育成県民会議）

- 県民運動の展開・推進（主管：県青少年育成県民会議）
 - 地域における運動展開の支援
 - 標語の募集・周知
 - スローガン、ポスターデザインの募集・周知
 - 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
 - いじめ・非行防止セミナーの開催
 - ・青少年健全育成県民大会で、地域における青少年育成活動実践者に対するセミナー（事例発表、講演）を開催
 - インターネット利用に関する研修会の開催
 - ・県民運動実践者の大人等を対象に、インターネットやSNSのリテラシー向上のための研修会を開催
 - 各種広報媒体・グッズによる啓発活動等
 - ・県民運動情報誌「見守る目・育む芽」による広報
 - ・啓発グッズの作成及び活用。県内民間企業・団体と連携した啓発活動
 - 運動・啓発強化期間の取りまとめと周知
 - ・各市町村の活動を取りまとめ、プレスリリースや広報を実施

- 「山形県いじめ防止基本方針」における諸施策との連携
 - ・未然防止・早期発見・適切な対応の3本柱のうち、県民運動を「未然防止」のための施策として位置づけ、効果的に推進

いじめ・非行を許さない社会・学校生活

地域と学校が連携した運動の推進（県民運動）

小・中学校・特別支援学校の児童生徒を対象とする取組み

- いじめ・非行防止標語の募集・周知
 - ・県内の全小中・特別支援学校から標語を募集
 - ・優秀標語を選定
 - ・優秀標語をポスターに掲載
 - ・山形県青少年健全育成県民大会における表彰
 - ・県民運動情報誌への掲載
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
 - ・県内4地域ごとに対話会を開催
 - ・県全域的に児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進



高等学校の生徒を対象とする取組み

- いじめ・非行防止スローガンやいじめ防止ポスターデザインの作成・募集
 - ・生徒会等を中心としたスローガン作成
 - ・県内の高校生からポスターデザイン募集
 - ・HPへの掲載、その他各種媒体での活用
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
 - ・県内4地域ごとに対話会を開催
 - ・県全域的に児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進



地域における運動の展開

- 地域の実情に応じた取組みの展開
 - ・学校・商店等を訪問した啓発活動
 - ・地域行事への子どもたちの参加
 - ・いじめ・非行防止に向けた懇談会、研修会の開催



etc・・・

知事部局と教育局の連携による体制整備

【知事部局】多様性・女性若者活躍課
高等教育政策・学事文書課

【教育局】教育政策課、義務教育課
特別支援教育課、高校教育課、
生涯教育・学習振興課、
学校体育保健課

学校（県内の小・中・高等学校等の取組み）

<校内の取組み>

- 早期発見のために
 - ・県独自アンケートと面談の実施
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」等、各種相談機関の周知
- 児童会、生徒会が主体的に行う取組みの充実
- 情報モラル教育の推進
 - ・1人1台端末の管理を含めたアカウント利用についての指導
- 教職員等の資質向上 など



未然防止、早期発見・早期対応、適切な対応

<保護者の取組み>

- 講習会等への積極的な参加、家庭でのルールづくり
 - ・PTA等と連携した「研修」「実態調査」等への参画
 - ・ICT機器の使い方について家庭で話し合い、ルールをつくる
- 子どもへの働きかけ、声かけ運動の展開
- いじめへの理解、関心を高める など

いじめ防止等に向けた取組み（教育局）

- 未然防止のための取組み
 - いじめ・不登校未然防止推進事業
 - ア いじめ・不登校防止連絡協議会
(4教育事務所単位 年2回実施)
 - イ 県不登校未然防止連絡協議会（全県で年3回開催）
 - ウ 「居場所づくり」「絆づくり」の取組みの普及
 - いじめ解決支援チームの派遣による支援
(4教育事務所)
 - ・青少年指導担当・エリアSSWによる未然防止
 - ・重大事態への対応
 - 「いじめ防止対策支援プログラム」の普及と活用
(県教育センター)
 - 県PTA連合会との連携（講習会等の実施）
- いじめの実態把握・分析
 - 定期調査（年3回）・問題行動等調査（年度末）
 - ・いじめの認知状況、解消状況、発見のきっかけ、態様の把握等
 - いじめ発見調査アンケートと面談の実施（6・11月）
 - ・チェックリストや保護者アンケート等を活用した積極的ないじめの認知等
- 施策の評価・点検、関係機関との連携
 - 山形県いじめ問題審議会
 - ・いじめの実態に関する考察と施策の効果検証
 - 山形県いじめ問題対策連絡協議会
 - ・効果的な施策の実施に向けた関係機関等の連携強化

令和6年度

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動

実施要綱

◎ 実施期間等

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

重点期間～7・8月、11月

◎ 運動の基本方針

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

各市町村・各市町村教育委員会

山形県青少年育成県民会議

◎ 主 管

山形県青少年育成県民会議

◎ 共催・協賛呼び掛け団体

<p>【学校関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形県市町村教育委員会協議会 ○山形県連合小学校長会 ○山形県中学校長会 ○山形県特別支援学校長会 ○山形県高等学校長会 ○山形県私立中学高等学校協会 ○（一社）山形県専修学校各種学校協会 ○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ○山形県PTA連合会 ○山形県高等学校PTA連合会 ○山形県私立中学高等学校PTA連合会 ○山形県特別支援学校PTA連合会 	<p>【青少年健全育成関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各青少年育成市町村民会議 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県少年補導員連絡会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県保護司会連合会 ○国際ソロプチミスト山形
<p>【関係団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（福）山形県社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 ○（一社）山形県経営者協会 	<ul style="list-style-type: none"> ○（株）山形新聞社 ○山形放送（株） ○（株）山形テレビ ○（株）テレビユー山形 ○（株）さくらんぼテレビジョン ○（株）エフエム山形 ○（株）荘内日報社 ○（株）ダイバーシティメディア ○NCV（株）ニューメディア ○鶴岡市ケーブルテレビジョン

第1 目 的

いじめ・非行は、山形県の次代を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、デジタル機器の普及によるインターネットを介したいじめや犯罪被害の発生、薬物乱用やいわゆる「闇バイト」等新たな問題への対応も求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

さらに、これまでの取組みを踏まえ、本運動に対する県民の理解を深めるとともに、地域の機運を高め、より一層の運動推進を図っていく。

第2 運動の推進方法等

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等（以下、「推進機関」という。）は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

山形県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」という。）は、それら関係機関・団体に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

2 実施計画の策定

推進機関は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

3 広報活動の推進

推進機関・団体は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかける。

第3 主要事業

7月・8月（青少年の非行・被害防止全国強調月間、“明るいやまがた、夏の安全県民運動と連携）及び11月（秋のこどもまんなか月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動重点期間と定め、各地区青少年育成連絡協議会（以下、「地区協議会」という。）の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭運動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

また、同期間を啓発重点期間とし、市町村の取組みや活動状況について、様々な広報媒体を活用し、強力でPRする。

1 県民運動の展開

（1）小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とする運動の展開

- ① 県民会議及び県教育委員会は、関係機関と意思疎通を図りながら、児童生徒自らが運動に取り組み、いじめ・非行の防止について考える機会を設けるため、全県的な標語募集を実施し、県政広報媒体を最大限活用して広報活動を行い、運動を促進する。また、県民会議は、選抜された優秀標語について、様々な機会や広報媒体を活用してPRする。
- ② 地区協議会は、教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、管内の全小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象にいじめ防止に向けた標語を募集する。
- ③ 地区協議会は、募集した標語を集約し、地区ごとに審査のうえ優秀作品を選抜する。
- ④ 県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

（2）高等学校の生徒を対象とする運動の展開

- ① 高校生徒会等によるスローガン・ポスターデザインの作成
県民会議及び県教育委員会は、全高等学校の生徒会等を中心として、いじめ・非行防止のスローガンやいじめ防止ポスターデザインの作成を呼びかけ、運動の周知・啓発を図る。また、県民会議は、ポスターデザインについて、優秀作品を

選定するとともに、各地区優秀標語を掲載したポスターを作成し、様々な機会を活用してPRする。

② 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(3) 地域における運動の展開

① 児童・生徒と地域の大人の対話会の開催

地区協議会は、管内の各青少年育成市町村民会議等（以下、「市町村民会議」という。）や各学校と連携のもと、児童・生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、児童・生徒と大人の協働によるいじめ・非行防止対策を推進する。

② 地域の実情に応じた取組みの推進

推進機関・団体は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、子どもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

(4) 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

県民会議は、青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら「いじめ・非行防止」のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気付きを得るとともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるために、「いじめ・非行防止セミナー」を開催する。

(5) インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、地域の大人による青少年のインターネット利用環境の理解を目的とし、青少年健全育成ボランティアや学校関係者等の指導者を対象に、ネットに起因した被害等の現状やその防止策等を学ぶ機会を設け、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

(6) 県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、効果的に広報活動を実施する。

2 山形県青少年健全育成県民大会の開催

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、県民会議は、優秀標語及びポスターデザインの表彰を実施する。

3 各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」（市町村(原則隣組回覧)、県民運動共催・協賛団体を中心に配布。年2回作成。)において、県民運動の目的、実施内容について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やシンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

第4 主要推進事項

運動の基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。 ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。 	
推進区分	推進事項
学 校	<ol style="list-style-type: none"> ① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えよう。 ② 学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童・生徒の正義感を醸成し、いじめ・非行を見過ごさない姿勢を育てよう。 ③ いじめの兆候を見逃すことのないよう、日頃から児童・生徒に対する理解を深め、いじめの未然防止に努めよう。 ④ 児童・生徒に対するアンケート調査や面談を確実にを行い、いじめの早期発見・早期解消に努めよう。 ⑤ 毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童・生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。 ⑥ いじめを把握した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解消に努めよう。 ⑦ 児童生徒がいじめについて相談しやすい体制づくりに努めよう。 ⑧ 児童生徒がインターネットを介したいじめや犯罪に巻き込まれることがないように、デジタル機器の適切な利用方法を教えよう。
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> ① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えると同時に、いじめや非行防止について親子で話し合い、十分に理解を深めよう。いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。 ② 家族とのコミュニケーションの時間を増やし、子どもの学校の様子や、子どもの変化の有無を把握しよう。 ③ 地域の子どもたちにも、自分の子どもと同じように声がけしよう。 ④ 子ども会や地域活動、ボランティア活動等多くの人と交流できる社会参加活動へ、親子一緒に参加しよう。 ⑤ デジタル機器を適切に利用するため、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定など、ペアレンタルコントロール（保護者による管理）を行うよう努めよう。
地 域	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域ボランティアによる街頭運動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域で子どもを見守り育てよう。 ② 大人の無関心がいじめを助長します。いじめは、いつ、どこで、どんな時に起こるのか、どうしたらいじめから子どもを守れるのか、みんなで話しあったり、考えたりして、いじめへの関心を高めよう。 ③ 子どもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりをせず、きちんと注意しよう。 暴力等犯罪につながる行為を見たら、毅然と対応しよう。 ④ 子どもは、家庭や地域や学校で必要とされることによって大人になります。地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加させるなど、社会の一員として育てよう。

第5 実施計画の策定と実施報告

1 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、実施計画を策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して、令和6年6月21日（金）まで地区協議会に提出する。
- (2) 地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して市町村民会議の実施計画書とともに令和6年6月28日（金）まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出する。

2 関係団体への協力依頼

市町村民会議は、児童福祉行政担当、学校・PTA関係、管轄警察署等の活動実践者と連携して、関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。

3 実施報告書の作成

- (1) 市町村民会議は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、令和7年4月末まで地区協議会に提出する。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和7年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出する。

別紙

令和6年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動実施計画（報告）書

団体名 _____

活動の名称	実施場所	実施日時	主催者(団体) 及び参加者数	実施内容	備考

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。(実施報告時)

“いじめ・非行をなくそう”

やまがた県民運動

令和6年度 優秀標語

村山地区

いやなこと
しない いわない
ゆるさない

村山市立楯岡小学校 1年
清水 晴仁さん

最上地区

その気持ち
いつかじゃなく
今助ける

最上町立最上中学校 1年
千葉 琉真さん

置賜地区

きっとある
優しい心
誰にでも

高畠町立高畠中学校 3年
内山 千咲登さん

庄内地区

「それいいね！」
ともだちよいとこ
つたえよう

山形県立鶴岡養護学校 小学部5年
青木 まこさん

県民会議の会員となり、青少年育成の活躍を応援
しませんか。詳しくは同会議 HP から



いじめに関する相談は、山形県教育センターHP
教育相談のページから



15 令和7年度市町村青少年行政担当課名簿

市町村名	担当課	住所	電話番号 FAX番号
山形市	社会教育青少年課	〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212 023-624-8443
寒河江市	生涯学習課	〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西333	0237-86-5111 0237-86-2201
上山市	生涯学習課	〒999-3192 上山市河崎1-1-10	023-672-1111 023-672-3001
村山市	生涯学習課	〒995-8666 村山市中央1-3-6	0237-55-2111 0237-55-2155
天童市	生涯学習課	〒994-8510 天童市老野森1-1-1	023-654-1111 023-654-3355
東根市	生涯学習課	〒999-3795 東根市中央1-1-1	0237-42-1111 0237-43-1176
尾花沢市	社会教育課	〒999-4225 尾花沢市若葉町1-8-25	0237-22-1111 0237-24-0093
山辺町	教育課	〒990-0301 東村山郡山辺町大字山辺1	023-664-6033 023-664-6143
中山町	教育課	〒990-0401 東村山郡中山町大字長崎6010	023-662-2235 023-662-5440
河北町	生涯学習課	〒999-3511 西村山郡河北町谷地戊81	0237-71-1111 0237-72-7333
西川町	まなぶ課	〒990-0703 西村山郡西川町大字間沢280	0237-74-2114 0237-74-3219
朝日町	教育文化課	〒990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿2265	0237-67-2118 0237-67-3375
大江町	教育文化課	〒990-1163 西村山郡大江町大字本郷丁373-1	0237-62-3666 0237-62-3667
大石田町	教育文化課	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町28	0237-35-2111 0237-35-3811
新庄市	社会教育課	〒996-8501 新庄市沖の町10-37	0233-23-5005 0233-23-5600
金山町	教学課	〒999-5402 最上郡金山町金山571	0233-52-2902 0233-29-2903
最上町	教育文化課生涯学習室	〒999-6101 最上郡最上町大字向町674	0233-43-2350 0233-43-2265
舟形町	教育課	〒999-4601 最上郡舟形町舟形126	0233-32-2246 0233-32-3326
真室川町	教育課	〒999-5312 最上郡真室川町大字新町124-4	0233-62-2223
大蔵村	教育課	〒996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528	0233-75-2323 0233-75-2336
鮭川村	教育課	〒999-5201 最上郡鮭川村大字京塚1324-2	0233-55-3051 0233-55-3053
戸沢村	共育課	〒999-6313 最上郡戸沢村大字名高1593-86	0233-72-2304 0233-72-2307
米沢市	社会教育文化課	〒992-0012 米沢市金池3-1-14	0238-21-6111 0238-21-6020
	コミュニティ推進課	〒992-8501 米沢市金池5-2-25	0238-22-5111 0238-22-0498
長井市	地域づくり推進課	〒993-8601 長井市栄町1-1	0238-82-8005 0238-87-3368
南陽市	社会教育課	〒999-2292 南陽市三間通436-1	0238-40-8992 0238-40-3388
高畠町	社会教育課	〒992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠435	0238-52-4487 0238-52-5043
川西町	教育文化課	〒999-0193 東置賜郡川西町大字上小松977-1	0238-27-1166 0238-42-3159
小国町	教育振興課	〒999-1352 西置賜郡小国町大字岩井沢704	0238-62-2141 0238-62-2143
白鷹町	教育委員会	〒992-0892 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-6147 0238-85-2183
飯豊町	社会教育課生涯学習振興室	〒999-0604 西置賜郡飯豊町大字椿3622	0238-72-3111 0238-72-3163
鶴岡市	青少年育成センター	〒997-0346 鶴岡市上山添字文栄100	0235-57-2108 0235-57-2104
酒田市	社会教育課	〒998-0034 酒田市中央西町2-59 総合文化センター内	0234-24-2993 0234-24-5780
	学校教育課青少年指導センター		0234-24-2901 0234-24-8093
三川町	教育委員会	〒997-1321 東田川郡三川町大字押切新田字桜木8-1	0235-64-8310 0235-64-8311
庄内町	社会教育課	〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町132-1	0234-43-0194 0234-42-0811
遊佐町	教育課	〒999-8301 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236 0234-71-1222
山形県	しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2694 023-632-8238

16 令和7年度子ども・若者に係る窓口一覧

実施機関	窓口名称等	主な相談内容	電話番号等	受付時間	備考
県精神保健福祉センター	ひきこもり相談 自立支援センター「巣立ち」	ひきこもりや心の健康に関すること	023(631)7141	月・火・木・金 9:00~17:00	12:00~13:00を除く 祝日・年末年始を除く
	心の健康相談ダイヤル		023(631)7060	月~金 9:00~17:00	12:00~13:00を除く 祝日・年末年始を除く
	心の健康インターネット相談			24時間受付	14日以内で回答
村山保健所(担当直通)	023(627)1184		月~金 8:30~17:15	祝日・年末年始を除く	
最上保健所(担当直通)	0233(29)1266				
置賜保健所(担当直通)	0238(22)3015				
庄内保健所(担当直通)	0235(66)4931				
若者相談支援拠点	フリースペース雨やどり	子ども・若者に関する相談	023(623)6622	日~金 10:00~17:00	
	フリースペースいろは		023(664)2275	火~土 10:00~17:00	
	あにまるplus+		023(616)4217	月~金 9:00~17:00	
	フリースペースまちかどカフェ たまりば		080(3144)3009	月~金 13:30~18:00 第1・3日曜 9:00~18:00	第1・3月曜日は休
	With優		0238(33)9137	月~土 9:00~17:00	冬期:土曜日は閉所
	から・ころセンター		0238(21)6436	9:00~18:00(土日可)	
	若者相談窓口一歩		0235(24)1819	月~金 10:00~17:00	
	若者相談支援拠点ひなた		0234(28)8255	月~金 10:00~16:00	
やまがた若者サポートステーション	若年無業者等の就労に関すること	023(615)9661	月~金 10:00~17:00	土・日・祝日は休み 【HP】 https://yamasapo.career-bank.co.jp	
置賜若者サポートステーション		0238(33)9137	月~土 9:00~17:00	祝日を除く 予約制	
庄内地域若者サポートステーション		0234(31)8383	月~金 10:00~18:00	祝日を除く 予約制	
県若者就職支援センター	山形プラザ	若者の就職に関する相談	0120(695)018	月~金 9:30~18:00 土 10:00~17:00	祝日・年末年始を除く
	庄内プラザ		0120(219)766	月~金 10:00~18:00	祝日・年末年始を除く
県発達障がい者支援センター	発達障がいに関すること	023(673)3314	月~金 8:30~17:15	12:00~13:00を除く 祝日・年末年始を除く	
中央児童相談所	子どもや子育てに関すること	023(627)1195	月~金 8:30~17:15	祝日・年末年始を除く 緊急時は随時対応	
庄内児童相談所		0235(22)0790			
子ども家庭支援センター「チェリー」		0237(84)7111	月~土 9:00~17:00	祝日・年末年始を除く 緊急時は随時対応	
児童家庭支援センター「シオン」		0235(68)5477	月~金、土は第2・4 9:00~18:00	祝日・年末年始を除く 緊急時は随時対応	
女性相談支援センター		女性が抱える困難に関する相談	023(627)1196	月~金 8:30~17:15	祝日・年末年始を除く
県教育局	ふれあいほっとライン 家庭教育電話相談	子育ての悩みや家庭教育に関すること	023(630)2876 023(630)2874 /FAX	月~金 8:30~17:15	受付時間以外は FAX又は留守番電話対応
県教育センター	教育相談ダイヤル	学校教育に関する相談	023(654)8181	月~金 8:30~20:30 土日祝 8:30~17:30	児童生徒・保護者・教職員 が対象
	24時間子供SOSダイヤル	いじめや学校生活全般にわたる悩み	0120-0-78310 023(654)8383	24時間受付	児童生徒・保護者が対象
県警察本部 広報相談課	警察安全相談	犯罪等による被害の未然防止、その他安全と平穏に関すること	#9110または 023-642-9110	24時間受付	各地域の警察署でも ご相談をお受けして います
	性犯罪被害相談	性的被害による悩みや苦しみに関すること	#8103または 0120-39-8103 023-615-7130		
県警察本部 人身安全少年課	ヤングテレホンコーナー	非行や事件、いじめ、友人関係など青少年の悩みに関すること	023(642)1777	24時間受付	夜間・土・日・祝日は当直 警察官が対応
県警察本部 組織犯罪対策課	違法薬物相談	大麻、覚醒剤等に関すること	023(635)1074	24時間受付	
仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所	やまがた法務少年支援センター	子どもの非行や問題行動に関すること	023(642)3445 	月~金 9:00~12:15 13:00~17:00	祝休日・年末年始を除く
法務省	子どもの人権110番	子どもの人権に関すること	0120(007)110	月~金 8:30~17:15	受付時間以外は 留守番電話対応
公益社団法人 山形県看護協会		子育て相談、その他健康に関すること	メール相談 	24時間受付	回答は原則翌日 ※更に時間を要する場合あり
社会福祉法人 山形いのちの電話		死にたい気持ちに関すること	023(645)4343	13:00~22:00	

17 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	0歳～30歳代
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳に満たない者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳に満たない者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	18歳
労働基準法	年少者	満18歳未満の者
	児童	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関する法律	満二十年ニ至ラザル者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関する法律	満二十年ニ至ラザル者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
山形県子育て基本条例	子ども	18歳未満の者
山形県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

毎月第3日曜日は「家庭の日」

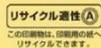


「家庭の日」は、家族そろって笑顔で過ごす時間をつくりましょう。

家庭の日とは？

山形県では、県民総ぐるみで、子育て支援・少子化対策を推進し、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため「山形県こども・子育て基本条例」を制定いたしました。条例には、子育てにおいて家庭が果たす役割が重要であるため、家族のきずなを大切にす「家庭の日」を設けました。毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の語らいや親子のふれあいをとおして、子どもを育む家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動を進めています。

山形県・山形県青少年育成県民会議



毎月第3日曜日は

「家庭の日」

月別の推進テーマと行動実践例です。
家族で、地域でやってみましょう！

上段が月別推進テーマです。下段が行動実践例です。

4月 「社会のルールやマナーを身につける」
・家庭のルールをきめましょう。まずはあいさつから。

5月 「家族で一緒に過ごす時間を増やす」
・家族そろって食事をしましょう。

6月 「家族みんなで自然に親しむ」
・自然観察やハイキングなど自然とのふれあいや遊びをとおして、体験を共有しましょう。

7月 「夏休みの交通事故や水の事故、子どもの非行を防ぐ」
・通学路や公園などよく通る道路や遊び場を親子一緒に点検してみましょう。

8月 「地域の人々とふれあい、交流を深める」
・家族で地域の行事に参加しましょう。

9月 「お年寄りを敬い、お互いを思いやる」
・おじいちゃん、おばあちゃんと話をしましょう。話を聞きましょう。

10月 「家族で健康づくりをはじめよう」
・家族一緒にスポーツやレクリエーションを楽しみましょう。

11月 「働くことの大切さを学ぶ」
・家族の仕事について家庭で語り合しましょう。

12月 「家族みんなで協力して、仕事を分担して助け合う」
・掃除や食事の準備など家庭の仕事を分担して行いましょう。

1月 「新しい年を迎え、一年の計画をたてる」
・各自の夢やわが家の目標などを家族で話し合い、家族の「〇〇の日(目標の日や記念の日)」をつくってみましょう。

2月 「寒さに負けない心と体をつくる」
・食事や睡眠に気をくばり、適度な運動を行うことで、寒さや風邪に負けない体力づくりに心がけましょう。

3月 「学期の節目を迎え、一年間の子どもの成長を祝う」
・卒園、卒業、進級を家族そろって祝いましょう。

お問い合わせ しまわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 県ホームページ内検索
〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL.023-630-2694 FAX.023-632-8238 家庭の日 検索

令和6年度山形県こども・若者白書

令和7年6月発行

発行者 山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023(630)2727

HP <https://www.pref.yamagata.jp/>

だいじょうぶ
みんながあなたの
サポーター



子育てするなら山形県

毎月第3日曜日は

家庭の日